

平成29年度以降の自治基本条例新規制定状況

令和3年10月22日（金）
令和3年度第2回日進市自治推進委員会 資料1

	1	2	3	4	5	6	
市名	愛知県日進市	愛知県東栄町	愛知県長久手市	愛知県犬山市	岐阜県海津市	東京都武蔵野市	奈良県王寺町
条例名	日進市自治基本条例	東栄町まちづくり基本条例	長久手市みんなで作るまち条例	犬山市協働のまちづくり基本条例	海津市自治基本条例(理念条例)	武蔵野市自治基本条例	王寺町まちづくり基本条例
人口	92,390	3,052	60,183	73,398	33,576	147,643	24,193
施行期日	平成19年10月1日	平成29年12月18日	平成30年3月30日	令和元年6月28日	令和元年9月24日	令和2年3月24日	令和2年12月16日
第1条	目的	目的	目的	目的	目的	目的	目的及び条例の位置付け
第2条	条例の位置づけ	条例の位置付け	条例の位置付け	条例の位置付け	この条例の位置づけ		目的及び条例の位置付け
第3条	定義	定義	用語の定義	定義	定義	定義	用語の定義
第4条	自治の基本原則	まちづくりの基本原則	まちづくりの基本原則	まちづくりの基本原則	基本原則	基本原則 協働 コミュニティの位置付け	基本原則
第5条	個人の尊厳	町民の権利	市民の権利	市民の権利	市民の権利		町民の権利及び責務
第6条	平和的生存権						
第7条	環境権						
第8条	知る権利					知る権利の保障	
第9条	個人情報の保護						
第10条	権利の尊重						
第11条	市民の役割と責務	町民の責務	市民の役割及び責務	市民の役割 学生の役割 事業者の役割 地域活動団体の役割 非営利活動団体の役割	市民の責務	市民の役割	町民の権利及び責務
第12条	市議会の役割と責務	議会の役割 議会の責務 議員の責務	議会の役割及び責務	議会、議員の役割と責務	市議会の基本的な役割 市議会議員の責務 市議会活動の説明責任	議会の責務 議員の役割	議会及び議員の責務
第13条	市長の役割と責務	町長等の責務	市長の役割及び責務	市長の役割と責務	市長の責務	市長等の責務	町長の責務
第14条	市職員の役割と責務	職員の責務	職員の役割及び責務	職員の役割と責務	職員の責務	職員の責務	町職員の責務
第15条	市民参加	参加 協力者	市民参加及び協働	市民参加 子どもの参加		市民参加の権利及び機会の保障 市民参加の手続等	参画と協働の推進
第16条	市民自治活動		市民のまちづくり	公益的活動の推進	地域コミュニティへの関わり	コミュニティづくりの支援等	コミュニティの形成
第17条	連携		他の自治体等との連携	協働の推進 国などとの連携			広域での連携及び協力
第18条	柔軟な組織の形成						
第19条	市民本位の市政運営		市政運営の基本原則		行政運営の方針		
第20条	計画的な市政運営		計画的な市政運営	計画的な市政運営	総合計画	長期計画の策定等	総合計画
第21条	開かれた市政運営			情報提供、個人情報の保護		情報公開	情報の公開及び個人情報保護
第22条	個人情報の適切な取扱い		情報公開及び個人情報の取扱い	情報提供、個人情報の保護	個人情報の保護	個人情報の保護	情報の公開及び個人情報保護
第23条	適切な行政手続					行政手続	
第24条	財政			財政運営	財政運営	健全な市政運営等	
第25条	行政評価			市政の改善	行政評価	行政評価	
第26条	住民投票		住民投票	住民投票	住民投票の請求 住民投票の発議 住民投票の実施 投票資格 住民投票の結果の尊重	住民投票	
第27条	条例の遵守						
第28条	条例の見直し	条例の見直し	条例の検証	実効性の確保			条例の検証及び見直し
第29条	委任			実効性の確保			

協働によるまちづくり まちづくりに関する話合いの場	まちづくり組織 地域活動団体、市民活動団体及び まちづくり組織の役割 地域活動団体、市民活動団体及び まちづくり組織への支援 安心安全なまちづくり	選挙	行政運営の方針 法令遵守	会議の公開 説明責任	行政の責務 危機管理
			情報の収集及び管理	議会の会議	まちづくり協議会
				文書管理 政策法務の推進 財政援助出資団体 国及び東京都との関係 平和及び国際交流	